

令和8年度 京都市立花山中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、及び平成29年3月に改定された国の基本方針、並びに平成29年9月に改定された京都市いじめの防止等取組指針に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会（及び拡大委員会）

・ 構成員（職名又は校務分掌）

学校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 補導係 教育相談主任 養護教諭 総合育成支援教育主任
スクールカウンセラー

※ 拡大委員会は上記メンバー＋学年主任＋該当生徒担任＋該当部活動顧問
全教職員を「いじめ対策委員」とする。

・ 開催時期

- ・ 毎週水曜日情報交換及び点検を生徒支援部会で実施。また、スクールカウンセラーを交え情報交換及び点検を行う。
- ・ いじめ発覚時は随時継続的に実施。

・ 委員会として取り組む内容

- ・ 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
- ・ 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・ 生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「いじめ対策委員会」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

・ 生徒・保護者への周知方法

年度初めの学年集会、入学式、学校だより、HP等を活用し、委員会の周知を図る。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・ 学習環境の整備

- ・ 目指す学校像(1)すべての人の人権が守られた、安心・安全な学校。
- ・ 学校の雰囲気づくりとして、豊かな学習環境の整備に努める。
- ・ 特に学習時間の多くを過ごす教室内の学習環境に努める（掲示物等にも配慮し、学習に集中できる環境を整える）。⇨ユニバーサルデザイン

・ 授業改善

- ・ 京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・ 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律（学びの作法）の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

・ 道德教育、人権教育の充実

- ・ 生徒の道徳的実践力を育むため、道德教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道德の授業はもとより教育活動全体を通じて道德教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道德の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため特設年3回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、休日参観で道德の授業を行い、保護者・地域とともに生徒の集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

・ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自尊感情を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・ 職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道德の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・ PTA や地域諸団体と共に実施する地域清掃活動や地域の方々と共に実施する道德授業等を通じて、地域の方々と中学生の交流する機会を設ける。

・ 生徒同士の絆づくり

- ・ 学級活動や学校行事、全校道德、収穫祭などの縦割り活動を含む取り組み、部活動などを通じて、学級や学年、また学年を越えた生徒間のつながりから、共に励むことや共に活動し達成感を味わい、共に喜びや悔しさを感じることで本校生徒としての誇りを持つことや絆づくりを学ぶ。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・ 日常の生徒に関する情報共有

日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒の些細な変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシートや記名式によるいじめに関するアンケート（必要に応じて無記名式）を実施する。その中で保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変

化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。また生徒間トラブル等や被害・加害の関係があるもの等、あらゆる事案について、いじめ対策委員会でいじめに該当するのかが検討する。検討した結果、いじめに該当しない場合についても引き続き生徒の様子を観察し、生徒の様子の変化に細かく目配りを行う。

・ 生徒に対する定期的な調査

・ アンケートの実施

日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート、記名式によるいじめに関するアンケート（必要に応じて無記名式）を実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

・ 教育相談の実施

日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して、構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜必要な支援・指導を行う。

・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・ 生徒間トラブル等の事案が発生した場合、事態の状況や内容に応じて管理職や補導主任、生徒指導部長、各学年の補導担当者も入り、報告、打ち合わせを行い対応を協議し、丁寧かつ迅速に対応する。対応に数日間かかる場合には、適宜、進捗状況や生徒の様子等を職員全体にも報告を行い、全校体制で事態に取りかかるようにする。
- ・ また、年2回の学校評価アンケート（生徒用）からいじめにつながる事案等がないかどうか等を検討し活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・ 基本的な考え方

- ・ いじめに関する情報を教職員個人が抱え込むことなく、いじめ対策委員会等、組織で情報の集約と共有を行う。
- ・ 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底、いじめを受けた生徒の保護・支援、いじめを行った生徒への指導や保護者への報告・指導協力を求めること、周囲の児童生徒への指導も含め、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組んでいく。
- ・ 教育委員会への報告も迅速の行い、必要によっては警察等関係機関との連携を図り、そのいじめ問題の迅速な解決に努める。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

図一フローチャート pdf. を参照（最終ページ）

・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」「情報モラル教室」を実施する。インターネットや携帯電話、スマートフォン、SNS、オンライン接続できる機器の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ ネット上への書き込みは、セキュリティや閲覧可能範囲に関係なく、広く世間一般に情報を公開することになることを理解するよう指導を行う。
- ・ 個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みを把握した場合は、適切な指導を行う。

- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。⇨SEL (Social Emotional Learning) の考えをもとにした活動を取り入れることによって、生徒たちの対人能力や共感性、自己理解や感情制御力を育てる。
- ・ 教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・ P T A 活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

・ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・ いじめが「解消している」状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①目安として少なくとも3カ月以上いじめに係る行為が止んでいること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

・ 内容

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。

・ 実施時期

- ・ 4月、5月、9月、11月、1月・・・生徒理解（いじめ防止対策）に関する研修
- ・ 3月・・・年間の振り返り

4 保護者・地域、関係機関との連携

・ 保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

ア 情報発信

- ・ 地域生徒指導連絡協議会及び学校運営協議会との情報交換を定期的に行い、地域からのアドバイス等を活用していく。
- ・ 学校評価アンケートを行い、いじめ防止対策推進法の趣旨や国立教育政策研究所の報告を踏まえたうえで結果を分析し、成果と課題を周知するとともに課題解消のための対策を講じる。
- ・ ホームページ、学校だより、学年だより等での発信

イ 啓発

- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・ 地域生徒指導連絡協議会から標語を募集し、校内や地域でのいじめ防止の啓発の方法の一つとする。

ウ 協同の取組

- ・ SNSを背景としたいじめに対応するため、保護者啓発（SNSに関する研修）をPTAと共に、毎年実施する。
- ・ 地域生徒指導連絡協議会での研修会（年1回の講演会など）において、いじめの現状について情報共有をはかり、地域ぐるみでのいじめへの対応を実施する
- ・ 生徒（学校）、保護者、地域が一体となった事業（クリーンキャンペーン、豚汁の会）を展開し、生徒を孤立化させない。
- ・ 生徒（学校）が地域行事に対し積極的に参加（ボランティア活動）し、地域から生徒が孤立しない。

エ 関係機関との連携

- ・ 必要に応じて京都府警察等との連携を図る。

5 重大事態への対処

基本的な考え方

- ・ いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

重大事態が発生したときの対応

- ・ 重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を教育委員会に直ちに報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にし、経過・心情なども丁寧に聞き取りをする。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止の取組学校行事等	アンケートの実施や教育相談等	保護者等への発信関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会会議① □学校のいじめ防止等基本方針の検討 □年間計画の検討 ・ 校内研修 □生徒指導方針 □組織的取り組み体制の共有 ・ 職員会議 □学校のいじめ防止等基本方針の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会で生徒に説明「学校生活について」 ・ 学級開き ・ 新入生歓迎会 ・ 全国学力・学習状況調査 ・ 学級目標決め ・ 二者懇談 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 HP にて、いじめ対策委員を紹介 ・ 定例の二者懇談を実施。） ・ 二者懇談（希望制）
5	<ul style="list-style-type: none"> □二者懇談を終えての情報共有 ・ 校内研修 □総合育成支援教育 ・ 職員会議 □クラスメイト・メントの活用と分析 □生徒情報交換 ・ いじめ対策委員会会議 □いじめアンケートの実施・結果の共有 ・ 職員会議 □生徒情報交換 ・ 応急手当研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級討議 ・ 3年学習プログラム ・ 第1回定期考査 ・ 第1回英語技能検定 【3年】修学旅行 【2年】職場体験 【1年】校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスメイト・メント実施① ・ 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花山プロジェクト会議
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議 □生徒情報交換 ・ 応急手当研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒総会 ・ 進路教育 ・ 休日参観・公開授業 ・ 第2回定期考査 【2年】非行防止教室 ・ 球技大会 【育成】合同球技大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめアンケート①（定期実施、記名式） →必要に応じて聞き取り。（前回分の追跡調査も含む）聞き取り生徒は保護者連絡。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTA 総会にて、保護者にいじめ対策委員を紹介 ・ 保護者懇談会にて、学年の現状、生徒のようすを伝える ・ 家庭連絡（アンケートの結果）
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議 □生徒情報交換 □クラスメイト・メントの活用と分析 ・ 長欠生徒調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三者面談 ・ 性教育学活 ・ 全校集会 □夏季休業中の過ごし方について 【2年】学習確認プログラム 【3年】薬物乱用防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価アンケート（生徒用）① 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花山プロジェクト会議 ・ 三者面談 ・ 学校評価アンケート（保護者用）①
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中連携研修 ・ 職員会議 □生徒情報交換 □いじめ防止対策の見直し PDCA 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季学習会（状況によっては中止） ・ 生徒会会議 		

9	<ul style="list-style-type: none"> □クラスメツトサイトの活用と分析 ・LD等通級に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習① ・第3回定期考査 ・避難訓練 		
10	<ul style="list-style-type: none"> □いじめアンケートの実施と結果の共有 ・職員会議 □生徒情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の部 ・合唱コンクール ・体育の部 ・進路懇談 ・第2回英語技能検定 【全校】学習確認プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② (定期実施、記名式) ・クラスメツトサイト実施② <p>→必要に応じて聞きとり。(前回分の追跡調査も含む。)聞き取り生徒は保護者連絡。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・花山プロジェクト会議
11	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 □生徒情報交換 職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンキャンペーン ・第4回定期考査 ・華道体験 【1年】科学センター学習 【育成】合同運動会 		<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンキャンペーン
12	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 □生徒情報交換 □クラスメツトサイトの活用と分析 ・長欠生徒調査 ・地域パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習② ・縦割り道徳(予定) ・収穫祭(学年別) ・三者面談 ・学年集会、全校集会 【2年】防煙教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート生徒用② 	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談 ・学校評価アンケート(保護者用)②
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 □クラスメツトサイトの活用と分析 □生徒情報交換 □いじめ防止対策の見直し PDCA ・生徒指導研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・華道体験 【1年2年】学習確認プログラム ・第3回英語技能検定 ・避難訓練、防災学習 		
2	<ul style="list-style-type: none"> □いじめアンケートの実施と結果の共有 ・職員会議 □生徒情報交換 □クラスメツトサイトの活用と分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年学年末考査 【3年】公立・私学高校入試 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスメツトサイト実施③ 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 □生徒情報交換 ・年間反省 ・長欠生徒調査 	<ul style="list-style-type: none"> 【3年】学年末考査 ・球技大会 ・学級のまとめ ・学年集会、全校集会 ・卒業式 		<ul style="list-style-type: none"> ・花山プロジェクト会議

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」（PDCAサイクルの期間）
- ・「いじめに関するアンケート」→ アンケート実施後には、必要に応じた聞き取りを実施。
- ・「いじめに関するアンケート」→ 前回実施分の回答についても追跡調査を行う。
- ・「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・「校内研修」
- ・「未然防止の取組」（学年又は全校の取組）
- ・「個別面談」「教育相談」
- ・非行防止教室
- ・防煙教室
- ・ケータイ教室
- ・薬物乱用防止教室

年間計画に上記取り組みも計画するが、講師の手配や日程調整を必要とするため、決定次第、追記・変更する。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・授業改善
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間を問わず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。
- ※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。